

平成27年度

市・道民税納税通知書を 送付します！

市・道民税が課税される方に対し、納税通知書を送付します。通知書には、前年度中の所得や、それを基にした市・道民税の金額が記載されています。

平成27年度市・道民税は平成26年1月1日から12月31日までの所得をもとに計算し、平成27年1月1日現在の住所で課税されます。本市において、課税される方の平成27年度市・道民税納税通知書は6月9日(火)から送付します。

年金からの特別徴収(天引き)等についても記載されています。詳細は、左のイメージ図をご覧ください。

◎納期を守りましょう！

納入には期限があります。納期内に金融機関、市役所、各支所でお支払いください。口座振替による納税は、納め忘れがなく、各納期毎に直接金融機関に出向く必要もなくなるので便利です。ぜひ、ご利用ください。

問い合わせ

市課税課市民税グループ
☎23・6392

1 ページ

平成27年度 市・道民税 納税通知書

振替納付の方の口座情報が記載されています。

平成27年4月1日で65歳以上の方が対象となる、公的年金等から天引きされる税額と徴収月が記載されています。

金融機関で納めていただく税額と納期限が記載されています。

2 ページ

税額変更理由

仮特別徴収税額とは翌年度も公的年金等から特別徴収継続される方の平成28年度の市・道民税として平成28年2月分と同じ税額を徴収することです。

※公的年金からの特別徴収(天引き)を開始される年度は、年税額の半分を納付書または口座振替で6月、8月に納めていただき10月、12月、2月の年金受給時に3回に分けて特別徴収されます。

災害は忘れたころにやってくる… あなたの住宅は地震に 耐えられますか？



補助金額

耐震診断に要する経費の3分の2(上限6万円)

申し込み期限

11月30日(月)まで

耐震改修補助

対象住宅

市内に住所がある方が所
有していて、次の全ての
要件に該当する木造住宅

対象住宅

昭和56年5月31日以前に
着工された、地上2階建
て以下の戸建て住宅また
は店舗併用住宅

補助金額

上限30万円(耐震改修工
事に係る経費により補助
金額が変わります)

申し込み・問い合わせ

市都市整備課
☎23・6422

耐震診断補助

市内に住所がある方が所
有していて、次の全ての
要件に該当する木造住宅

対象住宅

昭和56年5月31日以前に
着工された、地上2階建
て以下の戸建て住宅また
は店舗併用住宅

補助金額

上限30万円(耐震改修工
事に係る経費により補助
金額が変わります)

申し込み・問い合わせ

市都市整備課
☎23・6422

家屋の取得・取り壊し等をしたときは 届け出が必要です！



家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に所有されている方(原則として課税台帳へ登録されている方)へ課税されます。

次に該当する場合は、必ず申告してください。

◆家屋を取得(新築・増築)した場合

住宅、物置、店舗、倉庫などの家屋を新たに取得した方は、法律により申告の義務がありますので、必ず連絡してください。ご連絡いただいた後、職員が家屋調査に伺います。

◆家屋を取り壊した場合

家屋の一部や全部を取り壊した方は、速やかに「家屋取り壊し届出書」を提出してください。取り壊した家屋については、翌年度から固定資産税は課税されませんが、届け出がない場合、翌年度も課税されてしまうことがありますので注意してください。なお、法務局で滅失(取り壊し)登記を終えた方の届け出は必要ありません。

◆未登記家屋の所有者が変更になった場合

売買や贈与などで未登記家屋の所有者が変更になったときは、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。変更の届け出がない場合は、翌年度以降も前の所有者に課税されますので、忘れず届出書を提出してください。

提出方法

必要書類に記入し、市課税課窓口または宗谷・沼川各支所に提出してください。

必要書類は、市課税課窓口及び宗谷・沼川各支所に配置しています。また、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

提出先・問い合わせ

市課税課資産税グループ ☎23・6393